

「原水爆実験をめぐる国際的運動の動向」

「原水爆被災と平和運動の実態」

5. マンハッタン計画を含む原水爆開発前後の資料に関する調査研究
6. 核開発をめぐる国際的諸問題の調査研究
7. 核兵器と国際政治に関する研究
8. 原子力平和利用と原子力災害に関する調査研究
9. 被爆者の傷病構造に関する研究
10. 被爆者の寿命に関する研究
11. 外国人被爆者をめぐる問題
12. 平和問題研究

8 - 57

総学庶第1679号 昭和46年11月9日

内閣総理大臣 佐藤 栄作 殿

日本学術会議会長 江上 不二夫

写送付先：科学技術庁長官、外務、大蔵および、  
( 文部各大臣 )

発展途上国との国際学術協力の促進について(勧告)

標記のことについて、本会議第59回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

世界には今なお科学・技術の発展が比較のおくれた多くの発展途上国が存在し、すでに科学・技術の発展した諸国との間に著しい格差が存在する。しかもその格差はさらに増大する傾向にある。世界の科学者は、このような世界各国間の科学・技術の発達の不均衡な状態を憂慮し、発展途上国の科学・技術の発展を援助するため、国際学術協力を強化する諸種の方策をたてている。わが国もこれまで、発展途上国の文化・教育・技術の発展のための各種の協力を行ってきたが、今後は発展途上国の科学者がみずから強く望んでいる、基礎的研究の充実、科学者の養成などについても、国際協力を一層強化・促進することが必要である。また、発展途上国の科学者との人物交流をさらに強化することも強く要望されている。

なお、発展途上国との学術協力と交流にあたっては、本会議の国際学術交流に関する5原則が貫かれるべきことはもちろん、それに加えて、発展途上国の平和と福祉への貢献・その国の民族的自主性や伝統・風習の尊重・対策および相互裨益、学術協力が経済・外交上の狭い利害から独立したものであるべきことなどの原則的立場が留意され、さらに国際関係をも十分に考慮して実施されねばならないことはいうまでもない。

政府においては、各国の科学者・国際学術団体などの協力の下に発展途上国との学術協力と科学者の交流を積極的に推進しうるよう国内体制を整備するための強力な措置をとられたい。その上国際学術研究基金(例 International Science Foundation)への参加、国際共同研究機関、国際研修所の設立など、発展途上国との学術協力と交流上で、とくに急を要するものについて

わが国の貢献が可能となるような特別措置をも早急に講じられたい。

<添付資料>

昭和36年10月27日

第34回総会

科学の国際協力についての日本学術会議の見解(声明)

科学の国際間における協力は、科学の進歩に大きな関係があるばかりでなく、ひいては社会全体に重大な影響を及ぼすので、日本学術会議は、科学の国際協力一般について、その見解を明らかにする。

近年における交通・通信の急速な発達、地球をきわめて狭いものとし、文化の国際化の傾向はますます大きくなっている。科学の研究も決してその例外ではない。しかしそれ以上に科学の研究の本質がその国際化を必要としている。研究成果の国際的な交換や交流の有効さはますます著しくなってきた。国際会議が頻繁に開かれるようになったのも、その一例である。また研究の規模が大きくなって、国際協力の体制がとられている例も、地球物理学や原子核等の面に沢山ある。

科学の著しい進歩のために、それが国家や全世界の将来を左右するような影響をもってきたことを考えると、科学の国際協力の問題は、単に研究の進歩という観点からだけではなく、それが社会の他の分野に与える影響も考えて、広い視野から、検討しなければならない。

1. 科学の国際協力は平和への貢献を目的とすべきこと。

科学に関する国際協力は、平和目的にかぎるべきことは明白である。しかしながらこの原則は、単に軍事研究を排除するという消極的目的にとどまらず、もっと積極的な意義をもつことを指摘したい。

科学の異常な発展のために、現在相対立する国家ブロック間の政治紛争が、人類全体の滅亡の危険を生む可能性がある。われわれはこれを十分に知り、科学者としての責任を感じている。一方科学には古くから「科学に国境なし」といわれるほどの国際協力の伝統があり、科学には国際間の政治的な差異を越えた普遍性がある。

従って、科学者には、国際協力を通じて、全世界に平和をもたらすための重要な貢献をする機会があり、それを行う義務がある。

2. 科学の国際協力は全世界的である。

世界各国の科学研究には、それぞれ特色があり、そのいずれとも協力することが得策である。各国の科学協力を進めるための全世界的国際知識としては、UNESCO, ICSU, OIPSH, CIOMS, WHO, WMO, IAEA, その他があり、わが国も従来この種の機関を通じて、科学上の国際協力を行ってきた。従って、国際協力を強化する際には、やはりこれらの機関を強化するのが常道である。

特定の一国と科学協力を進める場合においても、これらの全世界的の協力関係の線に沿い、他の国との協力の妨げとならぬように十分留意するとともに、更に進んでその他の国々とも協力を進めるよう努力すべきである。

3. 科学の国際協際に際しては自主性を重んずべきこと。

科学の共同研究において、個人の創意が何よりも重んじられるのと同じように、国際協力においても、その国の科学の伝統と自主性が尊重されなければならない。わが国の科学が自分自身の体系

をもった自主的な発展に努力を怠るならば、国際協力で十分な寄与が果せないばかりでなく、国際協力はかえってわが国の科学の発展の阻害になりかねないことを、十分に注意しなければならない。また、科学はそれが外部から加えられるいかなる干渉からも自由である時、もっともよく人類に奉仕できるということを考えるべきである。

4. 科学の国際協力は科学者の間で対等に行なわれるべきこと。

科学の進歩は国によって程度の差があり、また特異性がある。しかしその国際協力は、各国が自主性をもって対等の立場において行なわれるのが原則である。I O S U などにおけるような純学問上の協力においては、科学者のみの間において対等に話し合いが進められている。

国際協力を対等の立場で行なうためには、その経費も、多の国のみこれを仰ぐような態度をとるべきではない。

5. 科学の国際協力の成果は公開されるべきこと。

科学の国際協力にあたっては、その成果は公開されなければならない。これは軍事的な秘密研究を排除するという意義があるばかりでなく、自由な討論によって協力を助長するという積極的な面をもっている。

8 - 58

総学庶第1685号 昭和46年11月9日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

写送付先：科学技術庁長官、外務、大蔵、文部、および農林各大臣

国際昆虫生理・生態学センターに対する国家援助について（勧告）

標記のことについて、本会議第59回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

世界の平和維持、人類の生活向上のため科学技術の国際交流をさかんにすることが必要であることは言うまでもない。近時各国において、国際的学術研究機関の設立の要望が多く、わが国の科学者もこれに協力することを切望している。しかるに、国際的学術研究機関が非政府団体研究機関である場合、従来わが国の慣行上政府あるいは政府の外郭団体からの援助の道がほとんど閉ざされており、国際協力の面で、わが国の国力の発展にもかかわらず、他国に比し、国際的な要望に応じ得ない場合がしばしば見られる。

1970年ケニア共和国の首都ナイロビ市に設立された、国際昆虫生理・生態学センター（International Centre of Insect Physiology and Ecology 略称 ICIPE）は、国際的に管理されている非政府団体研究機関であって、すでに世界各国からその協力が行なわれており、わが国からの援助が、緊急に求められている。

よって政府は、早急に非政府団体研究機関に対するわが国からの援助を可能とする機構・方策を考え、一日も早く同研究機関への援助が行なわれるよう配慮されたい。